平成２４年（フ）第１４６０号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字上廻間５番地丸ツアパート206号
債務者　濵崎　眞二
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４０号
札幌市西区山の手２条11丁目４番８号　山の手文庫方
債務者　村田　克也
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１２４号
さいたま市岩槻区本町３丁目２番５―907号
債務者　上田　美昭
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７１２号
埼玉県越谷市蒲生愛宕町４番５号
債務者　山川　喜也
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江原　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
長野市大字入山723番地
債務者　西澤　光男
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋川　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
北海道苫小牧市拓勇西町５丁目12番地の３
債務者　渡辺　一男
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７７３号
京都市中京区壬生馬場町12番地
債務者　向田　令子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８５２号
京都市西京区上桂前川町210番地　上桂くめマンション504
債務者　木村　直也
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８９６号
京都府相楽郡精華町大字東畑小字北山中13番地１
債務者　浦井　誠人
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４００号
岡山市北区白石547―１　グループホームメサの郷、住民票上の住所岡山市北区白石西新町７番地108
債務者　片岡　京子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６６号
広島市東区矢賀６丁目４番52―904号
債務者　城山明子こと城山明玉こと　玄　　明玉
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１７号
広島市安佐北区可部２丁目２番28―102号
債務者　住岡　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３３号
広島県東広島市黒瀬町大多田692番地
債務者　森永　澄枝
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６３号
広島県安芸郡府中町千代８番１号
債務者　栗明　　浩
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
山口県長門市東深川75番地１
債務者　宇田川さとみ
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第２０６号
佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺3482番地１
債務者　中山雄一朗
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
佐賀県佐賀市鍋島３丁目３番20―606号　６階四つ葉荘
債務者　宮地小夜子
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係